

## 見守りサービスの運営に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社ミマモルメ（以下「乙」という。）は、見守りサービスの運営事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり合意し、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び関係機関が協働で、子どもや高齢者等が事件や事故等に遭うのを未然に防ぐための仕組みを構築することにより、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子どもや高齢者等  
加古川市に在学又は在住している児童、生徒及び高齢者並びに障がい者（児）をいう。
- (2) BLE 発信器  
極低電力下での近距離通信技術であるBLE(Bluetooth Low Energy)の規格を用い、電波を発信する機器をいう。
- (3) BLE 検知器  
BLE 発信器から発信される電波を受信する機器及びこれに関わる通信機器をいう。
- (4) 見守りサービス  
BLE 発信器を携帯する子どもや高齢者等の位置情報履歴把握サービスをいう。
- (5) ICT 安全・安心社会基盤  
甲が整備するBLE 検知器及び通信機器その他必要な関連機器で構成されるものをいう。

### （本事業の内容・役割分担）

- 第3条 甲は、安全で安心なまちづくりを推進するため、ICT 安全・安心社会基盤を整備し、維持管理を行う。
- 2 甲は、見守りサービスに関する普及・広報活動に取り組むとともに、BLE 発信器を携帯する子どもや高齢者等を見守るためのボランティアネットワークを構築する。
  - 3 乙は、「まちなかミマモルメ」で培った技術及びノウハウを活用し、BLE 発信器を携帯する子どもや高齢者等を見守るためのアプリケーションシステムを整備し、運営を行う。
  - 4 乙は、甲が行う見守りサービスに関する普及・広報活動に協力する。
  - 5 甲及び乙は、本事業の実施に際し、相互理解による信頼関係と協力関係を構築するとともに、本事業を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。



(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以て更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に従い、本事業の実施に際し相手方から開示された個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取り扱いに関して、必要な措置を講ずる。

2 前項については、甲乙双方の指定する双方の関連団体及び関連企業についても同様とする。

(協議)

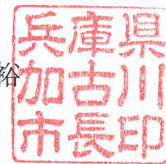
第6条 本協定の履行に際し、疑義が生じた場合又は定めのない事項が発生した場合は、法令及び社会の慣行に従い、甲及び乙は誠意を以って協議して定めるものとする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 12月 4日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市

加古川市長 岡田 康裕



乙 大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号  
株式会社ミマモルメ

代表取締役社長 溝渕

